

地域創業助成金の概要

地域貢献事業（サービス10分野及び市町村等が自ら選択した重点分野）において創業する者に対し、創業経費及び雇入れについて助成を行う。

1 要件

- (1) 法人又は個人が、2の地域貢献事業における創業を行うこと。
- (2) 創業の日の翌日から起算して6ヶ月以内に、地域貢献事業の実施に係る計画の認定申請を行い、その認定を受けること。
- (3) 創業後1年半以内に、継続して雇用する労働者を2人以上（うち1人以上は非自発的離職者。ただし、非自発的離職者自らが創業する場合は1人以上（非自発的離職者でなくても可。）とする。）雇い入れ、3ヶ月以上経過していること。

2 地域貢献事業

(1) サービス10分野

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①個人向け・家庭向けサービス | ②社会人向け教育サービス |
| ③企業・団体向けサービス | ④住宅関連サービス |
| ⑤子育てサービス | ⑥高齢者ケアサービス |
| ⑦医療サービス | ⑧リーガルサービス |
| ⑨環境サービス | ⑩地方公共団体からのアウトソーシング |

(2) 市町村、地域の経済団体等からなる協議会が重点産業として選択する分野

3 助成額

(1) 新規創業支援金

創業経費（①法人等の設立に関する事業計画作成費、②職業能力開発経費、③設備・運営経費）の3分の1（上限額は下表のとおり。）を支給。

		雇用調整方針対象者等を1人以上雇い入れる要件	
		満たしている	満たしていない
非自発的離職者を3人以上雇い入れる要件	満たしている	500万円 (300万円)	400万円 (200万円)
	満たしていない	400万円 (200万円)	350万円 (150万円)

※ 金額は1(3)の雇入れ人数が5人以上の場合の上限額(()内は4人以下である場合の上限額)。

(2) 雇入れ奨励金

非自発的離職者1人当たり30万円（上限100人分）を支給。